

がんに関する無料電話相談

専門医による相談

☎ 03-3562-8015

1人20分間、事前予約制です。
予約受付時間は月曜～金曜(10時～17時)

看護師や社会福祉士による相談

☎ 03-3562-7830

たとえばこんなときにお電話ください

◆今後の生活が心配◆家族にできることは?

※予約不要 毎週月曜～土曜 10時～18時

7月の税

国民健康保険税 1期

納期 7月31日(土)まで

父子家庭への児童扶養手当
平成22年8月1日から、父子家庭にも児童

▽問い合わせ先 市役所社会福祉課
☎ 672-16123

▽手続き
・受講する前にあらかじめ市役所社会福祉課に受講対象講座指定申請書を提出し、支給対象講座の指定を受けてください。
・受講者が受講終了後1か月以内に給付金支給申請書を市役所社会福祉課に提出した後、支給の可否が決定されます。

訓練給付の指定教育訓練講座
・厚生労働省ホームページをご覧になるか、ハローワークまでお問い合わせください。
・そのほか、就業に結びつく可能性の高い講座で市が別に指定する講座
▽支給額 受講のために支払った費用の20割に相当する額(支給額は4千1円以上10万円以下)

・児童1人の場合
全部支給：4万7千7百20円
一部支給：9千8百

▽給付額(月額) 受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などで決められます。

▽手続き 申請受付は7月中旬から開始する予定です。必要なものは、受給資格者、該当する子どもの戸籍謄本(抄本)、住民票です。

扶養手当が給付されず、受給するためには、市へ申請(認定請求)が必要で。
▽給付要件 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計が同じ場合に支給されます。
①父母が婚姻を解消した子ども
②母が死亡した子ども
③母が一定の障害の状態にある子ども
④母の生死が明らかでない子ども
⑤その他(母が1年以上上遺棄している子ども、母が1年以上上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで妊娠した子どもなど)

障害者(児)福祉金
市は、朝来市障害者(児)福祉金支給条例に基づき、福祉金を給付しています。

▽問い合わせ先 市役所社会福祉課
☎ 672-16123

▽給付開始時期
平成22年7月31日までに給付要件に該当している人：8月分から支給
平成22年8月1日から11月30日までに給付要件に該当した人：要件に該当した日の翌月分から支給
※申請が11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります

50円～4万7千7百20円
・児童2人以上の加算額
2人目：5千円
3人目以降：1人につき3千円

▽給付額(月額) 1万5千円

▽給付額(年額) 1万5千円

▽給付対象者 6月1日現在、朝来市内に住所を有し在宅の者で次の①～③のいずれかに該当する人。
※介護保険法に規定する要支援・要介護の認定を受けた人と精神疾患により3ヶ月以上入院している人を除く
①身体障害者手帳の1級又は2級所持者
②療育手帳の障害程度区分A又はB1判定の人
③精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級所持者

平成22年6月1日現在で支給対象者と見込まれる人に、申請書類などを送付しており、随時受付しています。
申請書類は届いていないが対象と思われる人は、市役所社会福祉課又は各支所地域振興課にある申請書に必要な事項を記入の上、提出してください。